

一般社団法人山口県社会福祉士会
災害対応ガイドライン

ガイドライン第10号
2018年12月8日制定

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領に従い、災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際の一般社団法人山口県社会福祉士会における（以下、「本会」という。）必要な災害対策の基本を定めることにより、社会の安全に寄与することを目的とする。

2 災害支援の支援方針は、以下の3点とする。

- (1) ソーシャルワークを発揮する支援であること。
- (2) 被災地が主体であること。
- (3) 終了を見据えた継続的な支援であること。

(災害の定義)

第2条 本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であつて、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたつて地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(災害対策本部の設置)

第3条 災害が発生した際は、本会会長・副会長・事務局長で協議を行い災害対策本部の立ち上げについて判断する。立ち上げを決定した場合は、次のとおりに運営する。

- (1) 災害対策本部長は会長とする。
- (2) 本会会長がやむを得ない状況により、災害対策本部の指揮を執り行うことが出来ない場合は本会副会長が代行する。
- (3) 本会事務局員は災害対策本部要員として、円滑に災害対策本部が立ち上がるように支援を行う。

(災害発生に備えた体制整備)

第4条 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう予め以下の体制整備を行うものとする。

1. 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合の対応に関する事項
 - (1) 災害支援者養成研修に関する事項
 - (2) 災害支援活動協力員登録者名簿の整備に関する事項
 - (3) 災害時の通信連絡手段に関する事項
 - (4) 「災害マニュアル」の作成と広報活動に関する事項
 - (5) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項
 - (6) 災害対応に関する知見の収集に関する事項
 - (7) 自治体及び関係機関との連絡強化に関する事項
 - (8) その他必要な措置及び活動体制に関する事項
2. 他県に災害が発生した場合の対応に関する事項
 - (1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応に関する事項

- (2) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応に関する事項
- (3) 本会会員への情報の伝達周知等に関する事項
- (4) 他県に災害が発生した場合の本会及び日本社会福祉士会の対応方針に関する会員への広報周知

(災害時の初期対応)

第5条 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合は、直ちに定められた方法により以下措置を講ずるものとする。

- (1) 本会災害対策本部の設置判断と対応体制の確立
- (2) 本会災害対策本部の設置を本会会員並びに関係機関に通知
- (3) 災害状況等の情報収集と対応策の立案
- (4) 事前協定等にもとづく山口県もしくは被災地市町行政等との協議と対応体制の確立
- (5) 他県からの人的支援の必要判断と日本社会福祉士会への支援要請
- (6) 他県からの人的支援の受入れ体制の確立
- (7) 本会災害対策本部における災害対応に要する費用の見積もりと支弁方法の協議
- (8) その他必要な措置

(災害時の応急支援活動)

第6条 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合は、応急支援活動の体制が整った時点で直ちに以下の措置を講ずるものとする。

1. 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合
 - (1) 本会災害対応策に基づく支援活動の開始
 - (2) 本会災害対応策を本会会員並びに関係機関等に通知
 - (3) 本会災害支援活動の実施状況の把握と活動内容の分析
 - (4) 本会災害支援活動の分析に基づく対応策の随時見直し
 - (5) 本会災害対策本部等における災害対応に関する広報活動
 - (6) その他必要な措置
2. 他県に災害が発生し日本社会福祉士会から応援要請が発せられた場合
 - (1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応策に基づく支援体制の確立
 - (2) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応策に基づく本会会員への通知
 - (3) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応
 - (4) 日本社会福祉士会および被災支部災害対策本部における災害対応に関する広報活動
 - (5) その他必要な措置

(災害時の復興支援活動)

第7条 山口県が被災もしくは山口県内に災害が発生した場合の復興支援活動は、災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させることを目的として、以下に留意することとする。

- (1) 関係機関との連携による被災者及び被災地域のニーズ把握
- (2) (1) に基づき、被災地行政等への復興支援策の提言
- (3) 本会災害対策本部等の災害対応の自己評価
- (4) その他、必要な措置

(改廃について)

第8条 このガイドラインの内容を改廃するときには、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. このガイドラインは、2018年12月8日から制定、施行する。